

監 査 結 果

以下の多治見市職員措置請求について、次の通り決定する。

平成26年5月8日

多治見市監査委員 尾関恵一
同 春田富生

記

第1 請求の受付

1 請求人

多治見市虎溪山町2丁目15番地	関口国紀 (代表者)
多治見市虎溪山町3丁目50番地	宮嶋豊美
多治見市虎溪山町3丁目95番地	成瀬 充
多治見市虎溪山町3丁目96番地の3	成瀬 守
多治見市虎溪山町3丁目67番地	三浦英二
多治見市虎溪山町3丁目81番地の1	勝野篤史
多治見市虎溪山町3丁目115番地	伊藤久子
多治見市虎溪山町2丁目3番地の1	松原武彦
多治見市虎溪山町2丁目3番地の2	片田利郎
多治見市虎溪山町2丁目21番地	長江浩一
多治見市虎溪山町2丁目60番地の2	佐野廣子
多治見市虎溪山町2丁目1番地の34	宮嶋八重子
多治見市虎溪山町2丁目23番地	武村安雄
多治見市虎溪山町2丁目50番地の4	橋本勝義
多治見市虎溪山町2丁目61番地の4	河地洋一

2 請求年月日

平成26年3月26日

3 請求の要旨

- (1) 多治見市は、多治見住吉土地区画整理組合（以下「組合」という。）が行う、多治見住吉土地区画整理事業（以下「当該事業」という。）については、平成13年10月2日に宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「宅造法」という。）に基づく許可（以下「本件第1許可」という。）を行っている。

そして多治見市は、組合から土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「区画整理法」という。）に基づく事業計画変更（第3回）申請を、平成24年10月19日に受け、平成25年1月31日に認可を行っている。

また、区画整理法に基づく事業計画変更に伴う、宅造法に基づく変更の申請を平成25年7月22日に組合から受け、平成25年7月29日に許可（以下「本件第2許可」という。）を行っている。そして組合は、宅造工事着手届を平成25年1月11日に多治見市に提出し平成25年2月1日に工事着手を行っている。

この事実について、多治見市は、本件第1許可が活着していることを前提に、本件第2許可が下りる前に、組合の工事着手を認めているが、本件第1許可が活着しているとの主張は誤りであるため違法である。仮に本件第1許可が活着していたとしても盛土部分は大きな変更があり先行着手は許されない。加えて、本件第1許可では認められていない陶都中学校北側に面する埋蔵文化財群を含む区域で、平成25年5月の時点で掘削工事が行われ沈砂池が造られている。これは本件第1許可の計画範囲を逸脱する場所であり宅造法第12条第1項違反である。

(2) 本件第2許可における許可通知書にある許可の条件には、「本件第1許可の条件のとおり」とあり、その本件第1許可の条件には、「他法令で許認可等を必要とする場合は、工事着手前に必ず受けること。」と記述されている。故に、関係法令の許認可なくして工事着手できないところ、平成25年2月1日に工事着手した時点で、道路法（昭和27年法律第180号。未だ協議中）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）、砂防法（明治30年法律第29号）の許認可が得られていなかったことは違法である。更に、仮に本件第1許可が活着していたとしても、本件第2許可における許可通知書にある許可の条件が現時点でさえ道路法など重要な許可が下りていないことは明白であり違法である。

(3) 多治見市は、平成24年10月19日の時点で、区画整理法に基づく事業計画変更（第3回）の申請を受けており、事業計画が大幅に変更されることを知っていたにも関わらず、平成25年1月11日に本件第1許可に基づく宅造工事着手届を受理している。更に、その工事着手予定日（平成25年2月1日）の前日（平成25年1月31日）に事業計画変更（第3回）の認可を行っているが、本来、大幅に変更された事業計画の工事着手届は受理すべきものではなく、すべて他法令の許認可が下りてから着工すべきとして工事の停止、防災上の措置を講じるよう命じる事を行わなかったことは違法である。

また、多治見市は、別に当該事業伐採工事により災害の危険が生じたと判断し、本件第2許可を行ったと主張するが、限定的な防災工事を命じるべきところ、宅造法工事を行わせたことは違法である。加えて文化財発掘調査のためとも主張するが、文化財発掘調査本調査は開発工事と並行して進めることが通例である。

(4) 当初の事業計画では、虎溪山川流域に関してはその大部分を公園化する計画であったが、新たな計画では宅地が大部分である。その水路計画では、豪雨の際はあふれ出ることが予見され、それにより県道沿いの3軒の店舗と住宅への被害や下流の国宝を損傷させる危険が増大することは明らかである。

県から砂防法に関する許可が出されても河川管理者である多治見市の責任は重大であり、この危険に対処しないまま計画を認めたことは違法である。

(5) 多治見市は、多治見市多治見都市計画区域内土地区画整理事業助成要綱（平成12年告示第114号。以下「助成要綱」という。）を変更し当該事業に対し開発面積分約3,700万円、文化財発掘調査助成分3,700万円、計7,400万円の助成を決定。

平成26年度当初予算にそのうちの4,850万円を計上（平成26年3月20日議決）したが、助成要綱の変更についての意見募集は、当該事業が18,000名の署名が提出された市民の関心の高いテーマであるにもかかわらず、市ホームページのみ掲載し広報への掲載を怠った。

(6) 多治見市は、平成25年7月22日の庁内意思決定の場である政策会議においてその時既に宅地造成工事に着手していたにも関わらず、文化財発掘のための伐採と虚偽の説明を行い、同様の説明を議会本会議の場でも行っていることは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条第1項に違反している。

従って、以下のように、多治見市職員措置請求をする。

当該事業に対する助成金の支出は、多治見市職員の違法あるいは著しい怠る事実を経て行われている事業に対するものである。

多治見市長は、本措置請求の審査中交付がされていなければ助成金7,400万円のうちの約4,800万円の交付の停止を、またすでに交付されていれば組合に対して返還を求めるよう措置請求する。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

請求人は、平成26年度多治見市一般会計予算に含まれている当該事業に対する助成金7,400万円の内の約4,800万円の公金の支出について、「多治見市職員の違法あるいは著しい怠る事実を経て行われている事業に対するもの」であるから、本措置請求の審査中交付がされていなければ交付の停止を、また既に交付されていれば返還を求めるよう主張している。

自治法第242条の規定に基づく住民監査請求の対象は、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実である。しかしながら、対象となる財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）そのものに固有の違法性が認められない場合であっても、当該行為等に先行する非財務会計上の行為が、これに後続する当該行為等と密接又は事実上直接的な関係にあり、重大かつ明白な違法性があるときには当該行為等の差止が認められる場合があると考えられる。

上記理由及び本件請求の趣旨を勘案し、請求人が違法あるいは著しい怠る事実を経て行われている事業であると主張する非財務会計上の先行行為について、次の点を監査対象事項とした。

- (1) 宅造法第12条第1項に基づく変更申請の許可（本件第2許可）が下されるまでの期間における、宅造法第8条第1項に基づき既に許可を得た本件第1許可の効力の有無及び陶都中学校北側に面する埋蔵文化財群を含む区域に掘削工事を伴う沈砂池を造ったことの違法性
- (2) 本件第1許可に係る「宅地造成に関する工事の許可通知書」及び本件第2許可に係る「宅地造成に関する工事の変更許可通知書」に付された条件を成就しているか
- (3) 区画整理法第39条第1項に基づく事業計画変更の申請が提出されてからその認可が下される期間における工事着手届受理の違法性
- (4) 岐阜県により下された砂防法に基づく許可の範囲内で事業を進めることの違法性
- (5) 助成要綱の変更の際する意見募集の実施における多治見市職員の著しい怠った事実の違法性
- (6) 地方公務員法第32条第1項違反の有無

2 監査対象部署

都市計画部 区画整理課
都市計画部 開発指導課
建設部 道路河川課

3 請求に対する多治見市長の回答

本件請求に対し多治見市長の見解・意見を求めたところ、書面及び平成26年4月22日に行った関係職員の陳述により、次のとおり回答があった。

(1) 請求理由に対する見解・意見書の提出等について（平成26年4月11日付け多区整第12号。平成26年4月11日付け多監第16号により収受）

以下に述べるアからオまでの事実により、助成金の交付を停止する理由は認められない。

ア 本件第2許可前に工事着工したことの適法性について

当該事業のような大規模な事業では、事業計画の変更をしてから宅造法に基づく変更許可を得るまでには一定期間を要することは避けられないが、宅造法上その間、本件第1許可の効力を停止したり、工事を禁止する旨の規定はないから、宅造法においては、許可を得たのち事業計画の変更が生じた場合であっても、工事に着手したり工事を続行することを直ちに禁止しているものではない。

従って、工事に着手する前に事業計画の変更があったものの、本件第2許可を待たずして工事着手したとしても、本件第1許可に基づく行為として工事を継続することは可能であると解されるから違法であるとは言えない。また、本件第1許可は、偽りその他不正な手段による許可取得が認められるものではなく、許可通知書に付した条件も満たされているため、事業計画に大規模な変更が認められることにより取り消されると解することはできない。

従って、本件第1許可は有効であり、本件第2許可を得るまでの間の工事着手も適法である。

イ 関係法令の許可がすべてないまま着工したことの適法性について

本件第1許可の際に付された「他法令で許認可等を必要とする場合は、工事着手前に必ず受けること」とは、「宅造法の許可を受けても他法令の手続きに係る場合は、それらの法令に抵触しないよう工事を行うこと」を意図して付記されたものであり、他法令に係る工事部分については、それぞれ許可があるまで工事は行わせていないのであるから、許可条件に違反しておらず、違法とは言えない。

ウ 区画整理事業法第39条第1項に基づく事業計画変更の申請が提出されてからその認可がされる期間における工事着手届の受理について

前記アのとおり本件第1許可は効力を有しているから、それに基づく工事着手は違法とは言えない。また、当該事業の事業計画の内容に基づき、本件第2許可を行い、調整池等の防災施設の工事を行わせており、手続き上の問題は認められない。

なお、宅造法上、許可を得て適正に工事を行っている者に対して、請求者が主張するような限定的な防災工事等を命ずる旨の規定はない。

エ 岐阜県により下された砂防法に基づく許可の範囲内で事業を進めることについて

請求者が指摘する県道多治見八百津線下のトンネル水路及びその下流の施設は、岐阜県が「砂防指定地内行為技術審査基準（砂防基準）」に基づき整備した砂防施設である。

区画整理事業地内の雨水排水計画については、岐阜県宅地開発指導要領の基準に沿って設計がされており、調整池の規模については、県道下流部の河川最小断面において計画雨水量が流下能力を超えないような設計がされ、技術基準に適合しているとして許可されており違法性はない。

オ 助成要綱の変更に際する意見募集の実施における怠る事実について

請求者は、「市民の関心の高いテーマであるにもかかわらず、市ホームページのみ掲載し、広報への掲載を怠った。」と主張する。請求者のいう意見募集がパブリック・コメントを指すと解すれば、多治見市パブリック・コメント手続条例（平成19年条例第35号）

には、インターネット（市ホームページ）を利用した閲覧と広報紙への掲載の両方をしなければならない旨の規定はない。

また、パブリック・コメントの対象事案（同条例第2条）には、請求者のいう「市民の関心の高いテーマ」であるか否かについての規定は見当たらない。

従って、怠る事実はない。

(2) 請求理由に対する見解・意見書の提出等について（平成26年4月28日付け多区整第37号。平成26年4月28日付け多監第35号により収受）

ア 変更許可申請の審査、協議が行われている最中に行われた工事は、埋蔵文化財発掘調査のための伐採行為及びそれに必要な仮設道路の設置、仮設沈砂池の設置作業であり、行為の内容自体は宅地造成工事には当たらない。よって本件第1許可の範囲を逸脱したのではなく宅造法違反ではない。本件第2許可にあたっては、法令に定められた基準に沿って審査を行い、政策会議において了承を得たうえで許可しており、地方公務員法第32条第1項に違反しない。

イ 陶都中学校北側の埋蔵文化財を含む区域の工事は、埋蔵文化財発掘調査のための行為である。また、5月の時点で設置された仮設沈砂池の工事は、区域外への土砂流出を防止するため、事業区域の最下流部にあった既設堰堤の機能回復をし、仮設沈砂池として利用したものである。いずれの行為も本件第1許可の範囲内であり、計画範囲を逸脱するものではないから宅造法に違反していない。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成26年4月22日に証拠の提出及び陳述の機会を付与したところ、次のとおり陳述及び書面により請求内容の補足説明があった。

(1) 「多治見住吉区画整理事業」に係る多治見市職員措置請求書（補充説明及び補充資料として平成26年4月21日付け多監第20号により収受）

ア 請求の要旨の補足と新たな請求の要旨

(ア) 請求の要旨の補足

第3回計画変更では、盛土量が4倍に増え、道路、河川計画の変更、当初計画では外されていた陶都中学校北側の埋蔵文化財確認地域が造成工事に組み入れられ、擁壁等も大幅に増えるという大きな変更があったにも関わらず、前の計画の認可を根拠に工事が着工された事実は宅造法第12条第1項に違反している。

(イ) 地方公務員法第32条第1項違反

担当課は、平成25年7月22日の庁内政策会議において、当該事業の状況説明を行い、併せて宅造法工事の変更許可を行うことについて決定を求め了承されている。会議資料では、「当該事業に係る、宅地防災を目的とする宅地造成規制区域内の工事の許可については、宅地災害防止を最優先することを重視し許可を行うこととしたい。」と説明している。この時すでに宅地造成工事に着手しているにも関わらず、工事を文化財発掘のための伐採と説明していることは、庁内意思決定の最高会議の場で虚偽の説明をしていることとなり、議会本会議でも同様の説明を行っており、地方公務員法第32条第1項の規定に違反している。

イ 証拠説明書NO. 1として、平成26年3月26日に請求者が提出した多治見市職員措置請求に添付された事実証明書に関する立証趣旨説明

ウ 請求理由に対する見解・意見書の提出等について（平成26年4月11日付け多区整第12号）に対する請求人の主張

(ア) 市は、平成25年2月1日の工事着手を、宅造法工事着手と認めたが、それまであくまでも埋蔵文化財発掘調査のための伐採工事と議会本会議の場で主張していたことが偽りであったことを証明している。

本件第1許可を根拠とする工事では、その対象であった計画のみの工事が行われるべきところ、事業計画に大幅な変更とそれに伴う第2許可申請の協議、審査中にその対象となる区域の工事を認めたことは宅造法第12条第1項に違反する。

(イ) 本件第1許可の条件「他法令で許認可等を必要とする場合は、工事着手前に必ず受けること。」とあるものを、「宅造法の許可を受けても他法令の手続きに係る場合は、それらの法令に抵触しないよう工事を行う事を意図して付記したもの」と述べることは詭弁を弄する行為である。また宅造法第14条第2項の規定に基づく対処をしなかったことは、いずれも地方公務員法第32条第1項に違反する行為である。

(ウ) 市は、工事着手届を受理しこれを認めたために、結果として災害の危険が生じたので、この際、宅造法工事を前倒しでさせたを受け止めるが、本来、すべての法令の許可が整うまでは、全面的な宅地造成工事ではなく部分的な防災工事に留めるべきであった。また、宅造法第8条第3項の規定に基づき、許可において工事の施工に伴う災害を防止するため必要な条件を付さなかったことは著しく怠る行為である。

(エ) 当市における雨量統計、近年のゲリラ的豪雨の特徴、新たな河川の状況を考慮すれば、とりわけ県道付近の民家が災害の被害を受けるであろうことは十分予想されることである。昨今、予想できない量の雨がふることを想定し、多くの県が現状の基準以上の河川改修などを行っており、新たな大規模開発によって生じる災害について、住民がその対策を要望することは当然の権利である。

(オ) 区画整理事業への支援の変更について市が行ったパブリック・コメントは、多治見市市民参加条例（平成19年条例第34号）第11条で定義される市民参加の方法である。総合計画の変更に伴う事業評価委員会が行われた経緯はあるが、広く一般市民を対象としたものは行われておらず、違法とは言えないまでも著しく怠る行為があった。

(カ) 大幅な計画変更により本件第2許可の審査が行われている最中に、本件第1許可によるとして工事着手を認め、このことが災害を引き起こすとの危惧から本件第2許可に引き継がれた条件を無視、前倒しで工事を進めさせた行為は、宅造法第12条第1項に違反している。

よってこのような違法な行為を経てなされる助成金の交付は認められない。

(2) 意見陳述当日に、追加資料が提出された。（多治見住吉土地区画整理事業虎溪山川流域の工事開始のお知らせ（証26。平成26年4月22日付け多監第24号により收受）

(3) 多治見住吉区画整理事業に関する多治見市職員措置請求書（補充説明及び補充資料として平成26年4月25日付け多監第26号により收受）

ア 平成25年2月1日に着手した工事が本件第1許可の範囲を超える事実について

本件第1許可では認められていない陶都中学校北側に面して存在が確認されていた埋蔵文化財群を含む区域で、5月の時点で掘削工事が行われ沈砂池が造られていることが、2月1日から7月29日までの工事が、本件第1許可の計画の範囲を超えていたという証拠である。これは本件第1許可の計画範囲を逸脱する場所であり、宅造法第12条第1項に違反している。

5 証拠の提出

本件請求のあった平成26年3月26日から現在までに、請求人及び多治見市の双方から、次のとおり証拠が提出された。

(1) 請求人が提出した証拠

多治見市職員措置請求書の事実証明書及び証1から証22まで、参考資料1から参考資料5まで（平成26年3月26日付け多監第191号により收受）

多治見市職員措置請求書の事実証明書及び証23から証25まで、証拠説明書NO.

1、請求理由に対する見解・意見書の提出等について（平成26年4月11日付け多区整第12号）に対する請求人の主張（補充説明及び補充資料として平成26年4月21日付け多監第20号により收受）

多治見住吉土地区画整理事業虎溪山川流域の工事開始のお知らせ（証26。平成26年4月22日付け多監第24号により收受）

多治見住吉区画整理事業に関する多治見市職員措置請求書（補充説明及び補充資料として新証1から新証12まで。平成26年4月25日付け多監第26号により收受）

(2) 多治見市が提出した証拠

請求理由に対する見解・意見書の提出について（平成26年4月11日付け多区整第12号。平成26年4月11日付け多監第16号により收受）

請求理由に対する見解・意見書の提出等について（平成26年4月28日付け多区整第37号。平成26年4月28日付け多監第35号により收受）

第3 監査の結果

本件請求については、監査の結果、合議により次のように決定した。

1 結論

本件請求を棄却する。

2 結論に至った理由

- (1) 宅造法第12条第1項に基づく変更申請の許可（本件第2許可）が下されるまでの期間における、宅造法第8条第1項に基づき既に許可を得た本件第1許可の効力の有無及び陶都中学校北側に面する埋蔵文化財群を含む区域に掘削工事を伴う沈砂池を造ったことの違法性
- ア 請求人は、多治見市が当該事業に係る宅造法に基づく本件第1許可が宅造法第12条第1項に基づく変更許可（本件第2許可）が下されるまでの期間生きていと主張することが誤りであると主張している。

ところで、宅造法における宅地造成に関する工事の許可は、宅造法第8条第1項本文の規定に基づき許可が下される。そして当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更は、宅造法第12条第1項の規定により許可を受けることとなる。

なお、許可権者から本件第1許可が取り消された事実がないことから、本件第2許可が下されるまでの期間において宅造法第8条第1項に基づく本件第1許可は、その効力を有していたと判断できる。

- イ また請求者は、仮に本件第1許可が生きていたとしても第1許可では認められていなかった陶都中学校北側に存在が確認されていた埋蔵文化財群を含む区域において平成25年5月の時点で掘削工事を伴う沈砂池が造られていたことが、本件第1許可の計画範囲を逸脱する工事であり、宅造法第12条第1項違反であると主張している。

- ウ これに対して多治見市は、陶都中学校北側の埋蔵文化財を含む区域の工事は、埋蔵文化財発掘のための行為であり、また、5月の時点で設置された仮設沈砂池の工事は、区域外への土砂流出を防止するために事業区域の最下流部にあった既設堰堤の機能回復を行い仮設沈砂

池として利用したものであるから、いずれの行為も本件第1許可の範囲内であり計画範囲を逸脱していないと主張する。

エ このことについては、5月の時点で設置された沈砂池は、あくまでも埋蔵文化財発掘調査に伴う工事であること、従前から存在していた堰堤の機能復旧のためのしゅんせつをしたにすぎないから宅造法工事にはあたらず、陶都中学校北側の埋蔵文化財を含む区域は、当該事業の認可区域内であり本件第1許可の範囲であるから範囲を逸脱してもいない。従って、請求者の主張は認められない。

(2) 本件第1許可に係る「宅地造成に関する工事の許可通知書」及び本件第2許可に係る「宅地造成に関する工事の変更許可通知書」に付された条件を成就しているか

ア 請求者は、「宅地造成規制法上の条件では関係法令の許可なくして着工できないところ、この条件に違反した違法な工事である。」と主張している。また請求者は、本件第2許可に係る「宅地造成に関する工事の変更許可通知書」の条件には、「平成13年10月2日付け多治見市指令開宅13第49号による許可の条件のとおり」とあるとしている。本件第1許可に係る「宅地造成に関する工事の許可通知書」には、別記条件として、8項目の条件が付されているが、そのなかで、請求者が本措置請求でいうところの、「宅地造成規制法上の条件」とは、「4. 他法令で許認可等を必要とする場合は、工事着手前に必ず受けること。」(以下「該当条件」という。)である。

イ 措置請求書及びそこに添付される事実証明書において、本件第2許可が下りた平成25年7月29日の時点では、事業計画の変更に伴う砂利採取法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、砂防法及び道路法に基づく許認可は得られていないことをその標識により示している。請求者は、この事実を捉えて違法な工事であると主張していると解する。

ウ これに対して多治見市は、該当条件は、「宅造法の許可を受けても他法令の手続きに係る場合は、それらの法令に抵触しないよう工事を行うこと。」を意図して付記したものであり、他法令に係る工事部分については、それぞれの許可が下りるまで工事を行わせていないから、許可条件に違反していないため違法とは言えないと主張している。

そして、関係法令のうち砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、道路法については、宅造法と同じく効力を有するなかで変更許可に向けた協議が行われていたこと、砂利採取法については、失効していたものの認可に向けた協議を進めていたと多治見市は証言している。

エ そこで検討するに、宅造法に基づく本件第1許可の許可通知書及び本件第2許可の変更許可通知書に付された条件は、他法令の手続きに係る場合は、それらの法令に抵触しないよう工事を行うことというように解される。措置請求書及びそこに添付される事実証明書には関係法令に関する工事がその許認可前に行われていたことを証するものは見当たらず、関係法令に関する工事は、その許認可を得て工事を行っていることが伺われ、付された条件は成就しているから本件第1許可に係る「宅地造成に関する工事の許可通知書」、本件第2許可に係る「宅地造成に関する工事の変更許可通知書」の条件に違反しているとは言えない。

(3) 区画整理法第39条第1項に基づく事業計画変更の申請が提出されてからその認可が下される期間における、宅造工事着手届受理の違法性

ア 請求者は、「大幅に変更された事業計画の工事着工届は受理すべきものではなく、すべて他法令の許可等が下りてから着工すべきとして工事の停止、防災上の措置を講じるよう命じる事を行わなかったこと」が宅造法第12条第1項に違反すると主張している。

イ 「工事着工届の受理について」宅造法を確認したところ、土地区画整理法に基づく事業計画に大幅な修正があり事業計画の変更申請が行われたとしても、宅造法の規定に基づく工事着手の届出の受理をしてはならない旨の規定は見当たらない。また、区画整理法においても、事業計画変更の申請中において、他法令の規定に基づく工事着手の届出を受理すべきでない旨の規定も見当たらない。従って、工事着手届を受理したことに違法性は認められない。

- (4) 岐阜県により下された砂防法に基づく許可の範囲内で事業を進めることの違法性
- ア 請求者は、県道多治見八百津線下のトンネル水路の幅を捉えて、「当該事業により洪水の危険が増大し、一部の店舗や住宅への被害及び下流の国宝を損傷させる危険が増大することは明らかであり、この危険について対処しないまま計画を認めた」ことが違法であると主張している。
- イ ところで、砂防法上の許可権者は岐阜県知事であり、その許可権者が技術基準に照らして適法であると許可をしている。この事実に対して、請求者は「危険が増大することが明らか」であり、「十分予想される」と主張するが、この主張には明確な根拠が示されていない。従って、河川管理者である多治見市が、岐阜県により技術基準に適合しているとして適法に許可された範囲で計画を進めることに違法性があるという主張には理由がない。
- (5) 助成要綱の変更に際する意見募集の実施における多治見市職員の著しい怠った事実の違法性
- ア 請求者は、「区画整理事業への支援の変更についての意見募集は、18,000名の署名が提出された市民の関心の高いテーマにもかかわらず、市ホームページのみ掲載し、広報への掲載を怠った」と述べ、このことを指して多治見市職員の著しい怠る事実であると主張していると解される。加えて多治見市市民参加条例第11条に規定される市民参加の方法のうち広く一般市民を対象とした方法が行われていないことに対して違法とは言えないまでも著しく怠る行為であると主張する。
- イ これに対して多治見市は、多治見市パブリック・コメント手続条例には、インターネット（市ホームページ）を利用した閲覧と広報紙への掲載の両方をしなければならない旨の規定はないと言う。
- ウ 案件の規模や内容等にもよるが、パブリック・コメントの予告の方法や、市民参加の方法についても可能な範囲で複数採用することにより、より効果的な意見募集となるとともに、事業に対する理解も得られやすいであろうことは考えられる。しかし、多治見市パブリック・コメント手続条例第5条では、「広報紙への掲載又はインターネットを利用した閲覧の方法等」とあること、多治見市市民参加条例第4条第1項第1号では、「複数の手法による参加の機会の提供に努めること」と規定されている。
- エ このことから多治見市がパブリック・コメントの予告をインターネットを利用した閲覧の方法のみで行い、市民参加の方法をパブリック・コメントのみ実施したとしても、条例に違反しているとは言えず、著しい怠る行為であるとも言い難い。
- (6) 地方公務員法第32条第1項違反の有無
- ア 請求者は、多治見市が平成25年7月22日の庁内意思決定の場である政策会議においてその時既に宅地造成工事に着手していたにも関わらず、文化財発掘のための伐採と虚偽の説明を行い、同様の説明を議会本会議の場でも行っていることが、地方公務員法第32条第1項に違反していると主張する。
- イ これに対して多治見市は、変更許可申請の審査、協議が行われている最中に行われた工事は、埋蔵文化財発掘調査のための伐採行為及びそれに必要な仮設道路の設置、仮設沈砂池の設置作業であり、行為の内容自体は宅地造成工事には当たらないから本件第1許可の範囲を逸脱したものではなく宅造法違反ではない。本件第2許可にあたっては、法令に定められた基準に沿って審査を行い、政策会議において了承を得たうえで許可していると証言している。
- ウ これについて検討するに、政策会議の資料の記載、議会本会議における説明については、仮設沈砂池の設置を含む埋蔵文化財発掘調査が宅造法工事に当たらないことから虚偽の説明とは言えず請求者の主張は認められない。

以上により、当該行為等に先行する非財務会計上の行為については、重大かつ明白な違法又は不当なものではなく、怠る事実もないと判断することから、この行為に後続する本件請求の対象となる助成金の支出についても違法又は不当なものではないと判断する。

以上